

平成22年1月15日
第2146号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等の公表（13・環境整備課）…………… 1
- 化製場等に関する法律第9条第1項の規定による区域の指定の一部改正（14・生活衛生課）…………… 1
- 保安林の指定の予定（15・水と緑の森づくり課）…………… 1
- 都市計画の変更による送付図書の縦覧（16・都市計画課）…………… 2
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定（17・河川砂防課）…………… 2
- 土砂災害警戒区域の指定（18・河川砂防課）…………… 3
- 道路区域の変更（19・由利地域振興局建設部）…………… 3
- 道路区域の変更（20、21・雄勝地域振興局建設部）…………… 3

公 告

- 土地改良区の交換分合計画の認可申請を相当とする旨の認定（由利地域振興局農林部）…………… 4
- 土地改良区の役員の退任の届出（平鹿地域振興局農林部）…………… 5

告 示

秋田県告示第13号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第8条の規定により、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関し届出があったので、同法第9条の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成22年1月15日

秋田県知事 佐竹敬久

「次のとおり」は省略し、関係書類を縦覧に供する。

- 1 縦覧に供する書類の名称 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書の副本及び添付書類
- 2 縦覧期間 平成22年1月15日から同年3月31日まで
- 3 縦覧場所 生活環境文化部環境整備課

秋田県告示第14号

化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）第九条第一項の規定による区域の指定（平成二十一年三月七日秋田県告示第百三三号）の一部を次のように改正し、平成二十二年一月十五日から施行する。

平成二十二年一月十五日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田市の責を認る。

秋田県告示第15号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項及び第2項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第30条の2第1項の規定に基づき告示する。

平成22年1月15日

秋田県知事 佐竹敬久

森 林 の 所 在 場 所					全 面 積		保安林指定面積 実測又は見込 (ヘクタール)	指定の 目 的
郡市	町村	(大字)	字	地番	台 帳 (平方メー トル)	実測又は見込 (ヘクタール)		
由利本荘市		岩城内道川	烏 森	150の131	1.2684	1.2684	1.1284	飛砂の 防備
〃		〃	井戸ノ沢	84の66	2.0571	2.0571	1.5771	
〃		〃	〃	84の67	0.6026	0.6026	0.6026	

由利本荘市		岩城内道川	井戸ノ沢	84の150	0.0892	0.0892	0.0892
〃		〃	〃	84の151	0.0802	0.0802	0.0802

(「附属明細書」は、省略し、農林水産部水と緑の森づくり課並びに由利地域振興局農林部及び由利本荘市役所

指 定 施 業 要 件			
立木の伐採の方法			立木の伐採の 限度
伐採種別	標準伐期齢	間伐その他特 別の場合の伐 採に係るもの	
(附属明細書のと おり)	主伐として伐 採をすること ができる立木 は、当該立木 の所在する市 町村に係る市 町村森林整備 計画で定める 標準伐期齢以 上のものとし る。	(附属明細書 のとおり)	(附属明細書 のとおり)

に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第16号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、秋田市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年1月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 縦覧に供すべき図書

秋田都市計画市街地再開発事業（中通一丁目地区第一種市街地再開発事業）の変更の総括図、計画図及び計画書

2 縦覧場所

秋田市山王四丁目1番1号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第17号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定するので、第6条第4項及び第8条第4項の規定に基づき、公示する。

平成22年1月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

区 域 名	区 域	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種 類	建築物の構造の規制 に必要な衝撃に関す る事項
上山	鹿角市尾去沢字上山及び山根（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西道口	鹿角市尾去沢字西道口及び下モ平（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
新山2号	鹿角市尾去沢字新堀及び上山（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
尾去沢	鹿角市尾去沢字上山（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	

新山3号	鹿角市尾去沢字上山（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
春木沢	鹿角市尾去沢字瓜畑、春木沢及び軽井沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
尾去沢2	鹿角市尾去沢字獅子沢（次の図のとおり）	土石流
上山沢	鹿角市尾去沢字下大屋布、上大屋布及び上山（次の図のとおり）	土石流
尾去沢	鹿角市尾去沢字獅子沢（次の図のとおり）	土石流
下モ平沢	鹿角市尾去沢字上山（次の図のとおり）	土石流

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部河川砂防課、鹿角地域振興局建設部及び鹿角市役所に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第18号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定するので、同条第4項の規定に基づき、公示する。

平成22年1月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

区 域 名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
赤沢川	鹿角市尾去沢字上山及び新堀（次の図のとおり）	土石流
水晶山団地沢	鹿角市尾去沢字上山、新堀、新山及び尾去沢国有林（次の図のとおり）	土石流

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部河川砂防課及び鹿角地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成22年1月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
一般 国道	旧	108号	由利本荘市森子字乙女下402番2から字明法下川原6番1まで	12.0～75.0	0.660
	新	108号	〃	12.0～60.0	0.660

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 由利地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成22年1月15日から同月28日まで

秋田県告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成22年1月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
一般 国道	旧	108号	湯沢市秋ノ宮字川井黒沢9番5地先から字造石69番1地先まで	9.00~24.00	0.350
	新	108号	〃	12.00~40.00	0.350

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 雄勝地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成22年1月15日から同月28日まで

秋田県告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成22年1月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
一 般 国 道	旧	108号	A 湯沢市秋ノ宮字下ノ野33番14地先から字小杉沢1番1地先まで	6.50~24.00	0.496
			B 〃	8.50~54.00	0.466
	新	108号	A 湯沢市秋ノ宮字下ノ野33番10地先から字小杉沢2番1地先まで	6.50~10.00	0.152
			B 湯沢市秋ノ宮字下ノ野33番14地先から字小杉沢1番1地先まで	8.50~54.00	0.466
一 般 国 道	旧	108号	A 湯沢市秋ノ宮字下ノ野33番10地先から字小杉沢2番1地先まで	6.50~10.00	0.152
			B 湯沢市秋ノ宮字下ノ野33番14地先から字小杉沢1番1地先まで	8.50~54.00	0.466
	新	108号	湯沢市秋ノ宮字下ノ野33番14地先から字小杉沢1番1地先まで	8.50~54.00	0.466

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分とする。

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 雄勝地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成22年1月15日から同月28日まで

公 告

土地改良法（昭和24年法律195号）第99条第5項の規定により、由利本荘市子吉土地改良区からなされた交換分合計画の認可の申請を相当と認めるので、同項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成22年1月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請年月日 平成21年12月21日
- 2 縦覧に供すべき書類の名称 子吉地区交換分合計画書の写し

3 縦覧期間 平成22年1月18日から同年3月1日まで

4 縦覧場所 由利地域振興局農林部農村整備課

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、平鹿町土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年1月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

退任理事の住所及び氏名

横手市平鹿町醍醐字野中64番地

藤 原 強

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号